国土を整え、全力で備える
国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

報道解禁：指導取締終了時刻１６時００分以降

令和６年７月１日

お知らせ

（資料提供先）

鳥取県政記者会	鳥取市政記者クラブ

特殊車両の正しい運行で安全安心な道路を！

～ 【第５回】特殊車両の指導取締を実施します ～

鳥取河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、鳥取県警察と協力し、特殊車両の指導取締を継続的に実施しています。

つきましては、適正な道路管理及び走行車両の安全確保のため、違反車両の撲滅を目指し、以下のとおり、今年度第５回目の指導取締を実施しますのでお知らせします。

〇日　　時　　令和６年７月４日（木）　１４時００分から１６時００分まで
（予　備　日　　令和６年７月５日（金）　１４時００分から１６時００分まで）
※雨天等により延期することがあります。

〇場　　所　　鳥取県鳥取市本高（とっとり　もとだか）
鳥取ＩＣチェーン着脱場（別紙１参照）

〇指導取締内容　「通行許可証」又は「回答書※」の有無、内容確認及び車両計測を行い、違反があれば警告等の指導を行います。
※特車通行確認制度において通行可能な経路として発行された回答書

〇協　力　機　関　　鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊

〇留　意　事　項　　報道解禁は、取締終了時刻１６時００分以降とします
※取材される際は、事前に下記問い合わせ先（担当）へご連絡をお願いします。
※雨天等により取締を延期することがありますので、実施の有無について下記問い合わせ先（担当）までご確認ください。
※「令和６年度指導取締結果」は別紙２、「特殊車両通行許可制度」については別紙３、「特殊車両通行確認制度」については別紙４をご参照ください。

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所
（道路）副所長　　山田（やまだ）　晋吾（しんご）
【担　　当】道路管理第一課長　　山崎（やまさき）　慎太郎（しんたろう）
ＴＥＬ　０８５７－２２－８４３５（代表）

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。
鳥取河川国道事務所 HP アドレス　https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/

また、X（旧 Twitter）による情報発信も行っています。
https://x.com/mlit_tottori

二次元コード

鳥取ＩＣチェーン着脱場

鳥取ＩＣチェーン着脱場

出典：国土地理院「地理院地図（電子国土Ｗｅｂ）」
加工：鳥取河川国道事務所

現地写真

別紙－２

～令和6年度　指導取締実施状況及び結果～

内容 回数	実施場所	取締日	取締台数	違反台数	違反内容		
					無許可	条件違反	許可証不携帯
1	一般国道５３号 倉田パーキング	4月25日	3台	1台	0台	0台	1台
2	鳥取県鳥取市本高 鳥取ＩＣチェーン着脱場	5月13日	6台	3台	2台	0台	1台
3	鳥取県鳥取市気高町八束水 八束水チェーン着脱場	5月24日	1台	0台	0台	0台	0台
4	鳥取県八頭郡八頭町用呂 用呂チェーン着脱場	6月12日	0台	0台	0台	0台	0台
累計			10台	4台	2台	0台	2台

取締実施状況

「特殊車両通行許可」申請と許可

●車両を通行させようとする者（荷主、運送事業者等）またはその代理人（行政書士等）が申請できます。

●道路管理者（国・地方自治体・高速道路機構等）は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断（審査）を行います。

●複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で一括して手続き（他の道路管理者と協議を含む。）を行っています。

●申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口に申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。

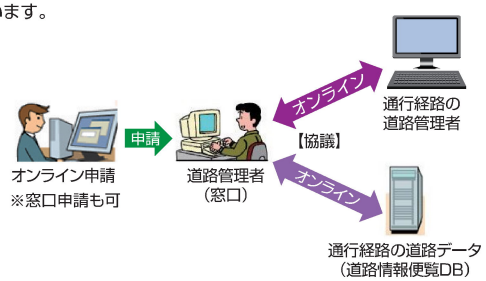

【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
  ※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。
  ※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

荷主の皆様へ…　トラック運送事業者の違反走行に
荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与

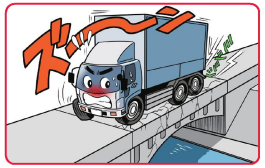

違反走行

荷主勧告
荷主名及び事案の概要を公表

詳しくは、国土交通省のHP（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html）をご参照ください。

中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所　管理第一課	〒690-0017　松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所　管理第一課	〒734-0022　広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係サイト

特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html	全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html
特殊車両に係る通行規制情報 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html	特殊車両通行ハンドブック https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html

国土交通省
中国地方整備局
ホームページアドレス：https://www.cgr.mlit.go.jp
広島市中区上八丁堀6−30　TEL 082−221−9231

2022.3

国土交通省
中国地方整備局

荷主・運送関係の皆様へ

特殊車両が走るには許可が必要です！

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？
道路法に基づき定められた必要な手続きです

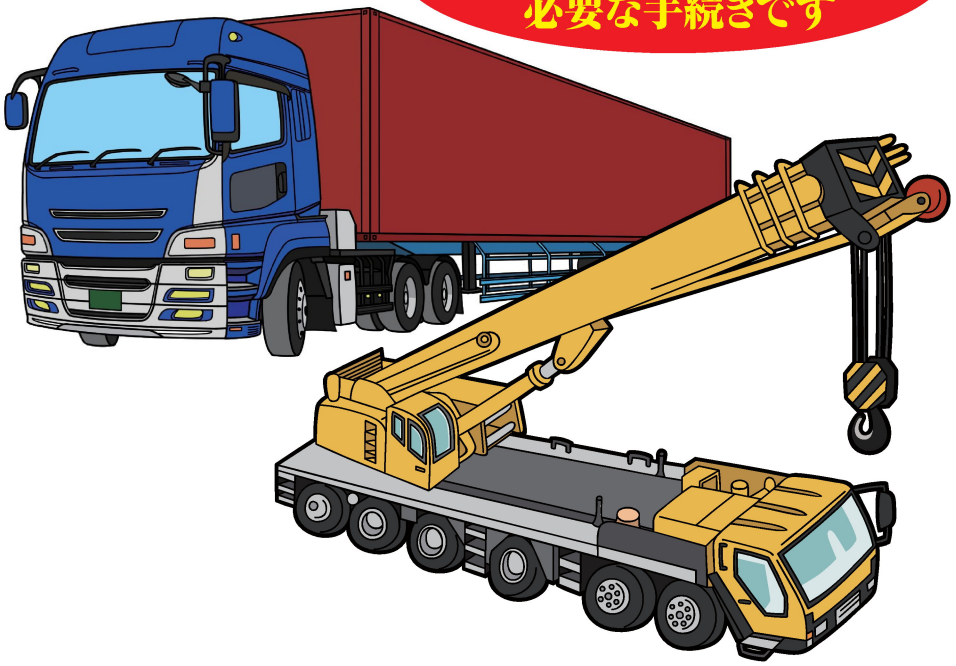

特殊車両の通行による道路への影響

道 路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】
- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。

車 両 社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】
- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、
それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。

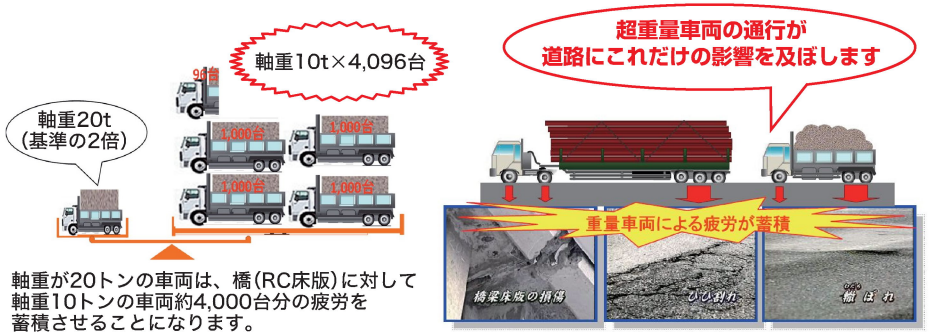

軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して
軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を
蓄積させることになります。

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (道路法　車両制限令)	(参考)自動車の保安上の基準 (道路運送車両法　保安基準)	(参考)交通安全上の基準 (道路交通法　施行令)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m(※) (トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます)	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラは別扱いとなります。(それぞれが12mまで)	規定なし ただし、他の車両を牽引する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のはみ出しは不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t(※) (一部道路では最大25t)	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載量を超えて積載してはならない(過積載)
軸重	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

どれか1つでも越える車両は、
「特殊車両通行許可」が必要になります。

(※)車種や道路種別により特例があります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

代表的な特殊車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、
軸距等は運搬する重量によって異なります。

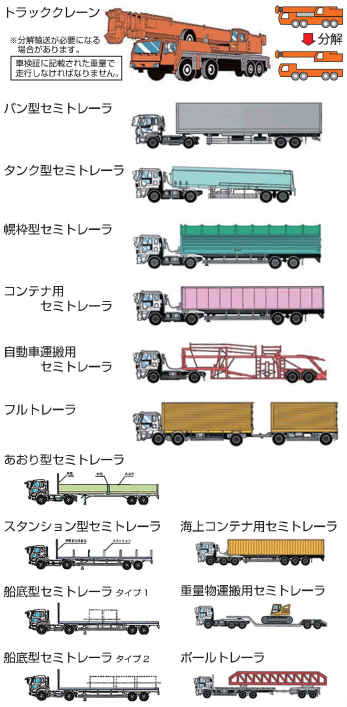

誘導車の適切な配置をお願いします。

カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や橋梁などの構造物の保全などのために誘導車の配置条件を付す場合があります。

●誘導車の配置条件が付される場合

重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の後方に誘導車を配置します。
寸法に関する場合	車両の寸法が大きいまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。

誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は通行条件違反となります

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。
【URL】http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf

違反内容 ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■ 取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、
法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります

■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。
データベースにアクセスして許可の有無等を判定。
判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を
送付します。

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には**特車通行許可の申請**が必要です。
申請手続きを行わないと、**100万円以下の罰金**が科せられます(道路法第104条第1号)。
さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。
特車レッドカードと称し、**基準の2倍以上の車両総重量**で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は**即時告発**を行います。
荷主、運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

（参考）悪質な重量制限違反者への告発（レッドカード）について

背 景

０．３％の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約９割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

【図　道路橋の劣化に与える影響】

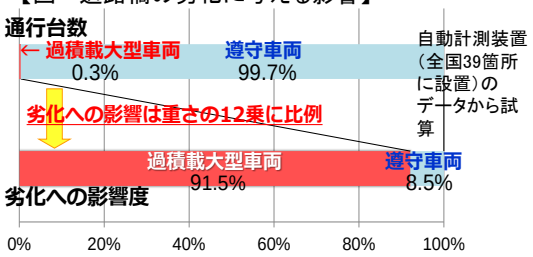

⇨ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4，000台に相当

基準の２倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇨現地取締りで違反を確認した場合は告発（ﾚｯﾄﾞｶｰﾄﾞ）

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値（国管理道路は最大２７ｔ）を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発（レッドカード）の対象とします。（基準については、車両制限令第３条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第１条及び第１条の２に掲げる表中のうち該当する総重量による）

◆車両総重量が「基準×２」以上の車両
なお、特車通行許可車両は、「基準×２＋（許可総重量－基準）」

○無許可のセミトレーラ連結車（バン型）でのレッドカード例

基準＝一般的制限値27t（セミトレーラ連結車（バン型）の例）

レッドカード条件：「総重量54t以上」

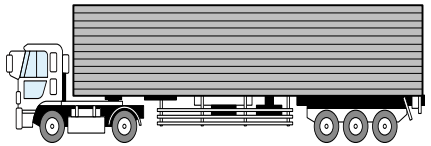

※　車両制限令第3条第2項に定める**「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値（基準）は、最大25t**（国管理道路の場合）

※　なお、車両総重量が基準の２倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあっては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法１０４条（無許可）により、１００万円以下の罰金 等

令和４年４月１日スタート

別紙４

新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行確認制度が始まります！

従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路※であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索**して、**即時に複数の通行可能経路**が示されます。

※道路情報便覧の収録道路

車両の登録

［単車 トラクタ トレーラ］

① 車両情報（自動車登録番号、空車時の車両諸元など）を登録
② ETC2.0 車載器を登録
③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い
車両１台あたり
5,000円（5 年間有効）
※トレーラは手数料不要

経路の確認

1 登録車両から、車両を選択 ▶ **2** 積載貨物情報を登録 ▶ **3** 出発地及び目的地の情報を入力

A ２地点双方向２経路検索

２地点間の主経路及び代替経路（渡り線含む）（双方向）を同時に確認

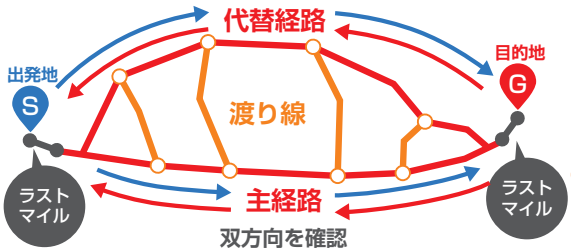

※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの２通りから選択できます。

B 都道府県検索

都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認

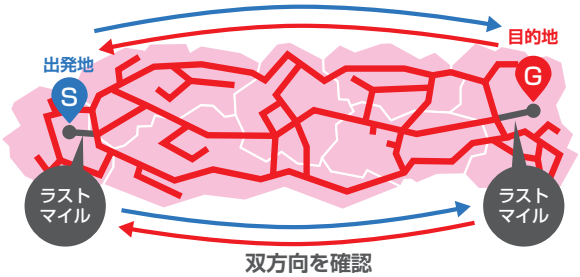

※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

即　時

通行可能な経路を回答（ウェブ上で即時に地図表示）

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「Ａ．２地点双方向２経路検索の場合」→ 確認１件あたり **600** 円
「Ｂ．都道府県検索の場合」→ 確認１件あたり（１都道府県あたり）**400** 円

電子データで**「回答書」**の交付（１年間有効）

通行

❶ 通行時　回答書の経路を通行可（回答書を携行（印刷または電子データ））

❷ 通行後　ETC2.0 を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認

国土交通省

公益社団法人 全日本トラック協会

利用にあたっての主な要件

- **検索が可能な経路は道路情報便覧の収録道路に限られます。**
  ⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。

- **車両には ETC2.0 車載器の装着・登録が必要です。**
  ⇒通行経路の確認に利用します。

- **積載する貨物の重量に係る記録の１年間保存が必要です。**
  ⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。

  ①積載する貨物の重量

  ※重量を確認できる情報（重量換算が可能な貨物の内容と量）でも可。
  例：石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、
  型式が明らかな自動車○台など。

  ②貨物の積卸の日時・場所の記載

  ※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
  （総重量及び測定日時が記録されているもの。）

特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 （道路法適用の道路）	電子データ化された道路 （道路情報便覧の収録道路）
経路設定	申請者が1経路［片方向］ごとに細かく指定 	システムが自動的に複数経路［双方向］を検索 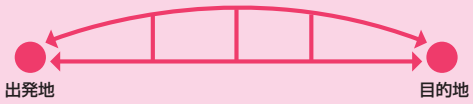 ※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に
車両情報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録（一回のみ）
対象車両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 （道路管理者が複数にまたがる場合）	①車両登録の手数料 1台あたり 5,000 円（5年間有効） ※トレーラは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき 600 円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき 400 円（都道府県あたり） ・追加経路検索の場合 確認1件につき 100 円（10km ごと）
通行経路の許可期間／有効期間	2年以内（超寸法・超重量は1年以内） ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。
※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

（一財）道路新産業開発機構　特車登録センター【指定登録確認機関】
TEL：**0120-161-948**（電話受付時間：年末年始・土日を除く、平日 9:00 ～ 17:30）
URL：https://www.tks.hido.or.jp　メール：hido-tks-info@tks.hido.or.jp